

仮訳

(写し)

食品・医薬品局告示

件名 1979年食品法に基づき制定する保健省告示(第417号)2020年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第1版)」に関する説明

食品添加物に関する保健省告示に食品添加物の使用条件の規定を参照できる機能を統合するために、保健省告示で個別に食品添加物の使用を規定している特別規制食品又は品質若しくは規格の規定食品に対する食品添加物の使用条件の規定を廃止した。なお、上記の方針は Codex の食品添加物に対する一般規格(General Standard for Food Additives; GSFA)を国際規格に基づく食品添加物の使用条件の規定を参照するための規格として統合するために、商品規格(Commodity standards)の見直し段階にある Codex の運用に合わせたものである。

よって、保健省が食品・医薬品局を通じて、1979年食品法に基づき制定する保健省告示(第417号)2020年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第1版)」を公布した。なお、同告示は2020年10月10日より施行されている。その要点は以下の通りである。

第1条 本食品・医薬品局告示の末尾添付リストに詳細を記す個別の製品に適用する29本の保健省告示に基づく食品添加物の使用条件の規定を廃止する。

第2条 施行日：保健省告示(第417号)2020年の施行日前に許可を取得済みの食品製品の製造者又は輸入者は、当該の告示の施行日から2年以内に当該の告示を正しく順守すること。

第3条 保健省告示(第417号)2020年を官報告示日の翌日(2020年10月10日)より施行する。

2020年10月26日告示

パイサーン・ダンクム
食品・医薬品局局长

コピー内容の正確性を保証する

チラーラット・テーサシン

上級専門レベル食品技官

(注1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注2) 原典については、下記に掲載されています。

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/417_FoodAdditives.pdf

(注3) 保健省告示第417号の原典については、下記に掲載されています。

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P417.pdf

仮訳

https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/MoPH417.pdf

食品・医薬品局告示、件名「1979年食品法に基づき制定する保健省告示(第417号)2020年、
件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第1版)」に関する説明」の末尾添付リスト

従来の告示		保健省告示(第417号)2020年 に基づく改正増補の詳細	1979年食品法に基づき制定する保健省告示(第418号)2020年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第2版)」の第1部のリスト2に基づき食品添加物の使用を参照する食品群
1. 第23号 (1979年)	件名「落花生油を特別規制食品とする規定、並びに落花生油に対する品質又は規格、製造方法及びラベルの規定」	第1条 1979年食品法に基づき制定された、2020年3月20日付の保健省告示(第413号)、件名「汚染物質を含む食品の規格を規定する複数の保健省告示の改正増補」の第1条により改正増補された、1979年9月13日付の保健省告示第23号(1979年)の、件名「落花生油を特別規制食品とする規定、並びに落花生油に対する品質又は規格、製造方法及びラベルの規定」の第6条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第6条 食品添加物を使用する落花生油は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	02.0 油脂及びエマルジョン製品 02.1 無水油脂 02.1.2 植物による油脂
		第2条 1979年9月13日付の保健省告示第23号(1979年)、件名「落花生油を特別規制食品とする規定、並びに落花生油に対する品質又は規格、製造方法及びラベルの規定」の末尾の食品添加物(Food additives)リストを廃止する。	

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
2. 第 56 号 (1981 年)	件名「パームオイル」	<p>第 3 条 1979 年食品法に基づき制定された、2020 年 3 月 20 日付の保健省告示(第 413 号)2020 年、件名「汚染物質を含む食品の規格を規定する複数の保健省告示の改正増補」により改正増補された 1981 年 1 月 20 日付の保健省告示第 56 号(1981 年)、件名「パームオイル」の第 6 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 6 条 食品添加物を使用するパームオイルは、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」</p> <p>第 4 条 1981 年 1 月 20 日付の保健省告示第 56 号(1981 年)、件名「パームオイル」の末尾の食品添加物(Food Additives)リストを廃止する。</p>	<p>02.0 油脂及びエマルジョン製品</p> <p>02.1 無水油脂</p> <p>02.1.2 植物による油脂</p>
3. 第 57 号 (1981 年)	件名「ココナッツオイル」	<p>第 5 条 1979 年食品法に基づき制定された、2020 年 3 月 20 日付の保健省告示(第 413 号)2020 年、件名「汚染物質を含む食品の規格を規定する複数の保健省告示の改正増補」により改正増補された 1981 年 1 月 20 日付の保健省告示第 57 号(1981 年)、件名「ココナッツオイル」の第 4 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 4 条 食品添加物を使用するココナッツオイルは、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」</p>	<p>02.0 油脂及びエマルジョン製品</p> <p>02.1 無水油脂</p> <p>02.1.2 植物による油脂</p>

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
		第 6 条 1981 年 1 月 20 日付の保健省告示第 57 号(1981 年)、件名「ココナッツオイル」の末尾の食品添加物(Food Additives)リストを廃止する。	
4. 第 83 号 (1984 年)	件名「チョコレート」	第 7 条 1984 年 11 月 15 日付の保健省告示第 83 号(1984 年)、件名「チョコレート」の第 3 条の(5)及び(6)を廃止する。	05.0 チューインガム、キャンデー、チョコレート 05.1 ココア製品、チョコレート製品、チョコレートの模倣製品及び代用製品 05.1.4 ココア製品及びチョコレート製品
		第 8 条 1984 年 11 月 15 日付の保健省告示第 83 号(1984 年)、件名「チョコレート」の第 10 条の内容及び表を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 10 条 食品添加物を使用する第 2 条に基づくチョコレートは、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	
5. 第 156 号 (1994 年)	件名「乳児用調整乳及び乳幼児用連用処方調整乳」	第 9 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 156 号(1994 年)、件名「乳児用調整乳及び乳幼児用連用処方調整乳」の第 4 条の 4.8 を廃止する。	13.0 栄養面の目的に特化した食品 13.1 乳幼児用食品 13.1.1 乳児用調整乳及び乳児用食品 13.1.2 乳幼児用連用処方調整乳及び乳幼児用連用処方食品
		第 10 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 156 号(1994 年)、件名「乳児用調整乳及び乳幼児用連用処方調整乳」の第 4 条の 4.9 の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「4.9 風味付けしない。ただし、乳幼児用連用処方調整乳に食品・医薬品局から承認された通りに風味付けする場合を除く。」	

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
		第 11 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 156 号(1994 年)、件名「乳児用調整乳及び乳幼児用連用処方調整乳」の第 9 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 9 条 乳児用調整乳及び乳幼児用連用処方調整乳の製造において、食品添加物を使用する必要がある場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	
6. 第 157 号 (1994 年)	件名「乳児用食品及び乳幼児用連用処方食品」	第 12 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 157 号(1994 年)、件名「乳児用食品及び乳幼児用連用処方食品」の第 4 条の 4.7 を廃止する。 第 13 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 157 号(1994 年)、件名「乳児用食品及び乳幼児用連用処方食品」の第 4 条の 4.8 を廃止し、以下の内容に置き換える。 「4.8 風味付けしない。ただし、乳幼児用連用処方食品に食品・医薬品局から承認された通りに風味付けする場合を除く。」	13.0 栄養面の目的に特化した食品 13.1 乳幼児用食品 13.1.1 乳児用調整乳及び乳児用食品 13.1.2 乳幼児用連続処方調整乳及び乳幼児用連用処方食品

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
		第 14 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 157 号(1994 年)、件名「乳児用食品及び乳幼児用連用処方食品」の第 9 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 9 条 乳児用食品及び乳幼児用連用処方食品の製造において、食品添加物を使用する必要がある場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	
7. 第 158 号 (1994 年)	件名「乳幼児用補助食品」	第 15 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 158 号(1994 年)、件名「乳幼児用補助食品」の第 3 条の 3.6、3.7 及び 3.8 を廃止する。 第 16 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 158 号(1994 年)、件名「乳幼児用補助食品」の第 6 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 6 条 乳幼児用補助食品の製造において、食品添加物を使用する必要がある場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	13.0 栄養面の目的に特化した食品 13.2 乳幼児用補助食品

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
8. 第 195 号 (2000 年)	件名「電解質飲料」	第 17 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 195 号)2000 年、件名「電解質飲料」の第 4 条の(7)を廃止する。	14.0 飲料 14.1 非アルコール飲料 14.1.4 風味付け飲料 14.1.4.1 風味付け炭酸飲料 14.1.4.2 風味付け非炭酸飲料 14.1.4.3 濃縮液タイプ又は乾燥タイプの風味付け飲料
9. 第 196 号 (2000 年)	件名「茶」	第 18 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 196 号)2000 年、件名「茶」の第 4 条の(6)を廃止する。	● 茶及び加工済み粉末茶(instant tea) 14.0 飲料 14.1 非アルコール飲料 14.1.5 コーヒー、コーヒー代用飲料、茶、淹れて飲むタイプのハーブティー(Herbal infusion)及びココアを除く各種穀類による飲料 ● インスタントティー 14.0 飲料 14.1 非アルコール飲料 14.1.4 風味付け飲料 14.1.4.1 風味付け炭酸飲料 14.1.4.2 風味付け非炭酸飲料 14.1.4.3 濃縮液タイプ又は乾燥タイプの風味付け飲料
		第 19 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 196 号)2000 年、件名「茶」の第 5 条の(4)を廃止する。	
		第 20 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 196 号)2000 年、件名「茶」の第 6 条の(10)を廃止する。	
		第 21 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 196 号)2000 年、件名「茶」の第 6 条の(11)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「(11) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
10. 第 197 号 (2000 年)	件名「コーヒー」	第 22 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 197 号)2000 年、件名「コーヒー」の第 4 条の(6)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「(6) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	<ul style="list-style-type: none"> ● 純正コーヒー/カフェイン抜きコーヒー/インスタントコーヒー/カフェイン抜きインスタントコーヒー 14.0 飲料 14.1 非アルコール飲料 14.1.5 コーヒー、コーヒー代用飲料、茶、淹れて飲むタイプのハーブティー(Herbal infusion)及びココアを除く各種穀類による飲料 ● ブレンドコーヒー/ブレンドインスタントコーヒー 14.0 飲料 14.1 非アルコール飲料 14.1.4 風味付け飲料 14.1.4.1 風味付け炭酸飲料 14.1.4.2 風味付け非炭酸飲料 14.1.4.3 濃縮液タイプ又は乾燥タイプの風味付け飲料 14.1.5 コーヒー、コーヒー代用飲料、茶、淹れて飲むタイプのハーブティー(Herbal infusion)及びココアを除く各種穀類による飲料
		第 23 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 197 号)2000 年、件名「コーヒー」の第 5 条の(2)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「(2) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	
		第 24 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 197 号)2000 年、件名「コーヒー」の第 8 条の(3)を廃止する。	
		第 25 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 197 号)2000 年、件名「コーヒー」の第 8 条の(4)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「(4) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	
		第 26 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 197 号)2000 年、件名「コーヒー」の第 10 条の(8)を廃止する。	

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
		第27条 2000年9月19日付の保健省告示(第197号)2000年、件名「コーヒー」の第10条の(9)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「(9) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	
11. 第 198 号 (2000 年)	件名「密閉容器入り豆乳」	第28条 2000年9月19日付の保健省告示(第198号)2000年、件名「密閉容器入り豆乳」の第5条の(5)を廃止する。 第29条 2000年9月19日付の保健省告示(第198号)2000年、件名「密閉容器入り豆乳」の第5条の(11)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「(11) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	06.8 大豆による製品 06.8.1 豆乳飲料
12. 第 201 号 (2000 年)	件名「特定種類のソース」	第30条 2000年9月19日付の保健省告示(第201号)2000年、件名「特定種類のソース」の第4条の(9)を廃止する。	12.0 塩、スパイス、スープ、ソース、サラダ及び蛋白質による製品 12.6 ソース及び同類の製品 12.6.2 非エマルジョンソース

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
13. 第 203 号 (2000 年)	件名「ナムプラー」	第 31 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 203 号)2000 年、件名「ナムプラー」の第 4 条の(7)及び(8)を廃止する。	12.0 塩、スパイス、スープ、ソース、サラダ及び蛋白質による製品
		第 32 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 203 号)2000 年、件名「ナムプラー」の第 5 条の(6)及び(7)を廃止する。	12.6 ソース及び同類の製品 12.6.4 澄ましソース
14. 第 204 号 (2000 年)	件名「酢」	第 33 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 204 号)2000 年、件名「酢」の第 4 条の(8)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「(8) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	12.0 塩、スパイス、スープ、ソース、サラダ及び蛋白質による製品 12.3 発酵酢
		第 34 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 204 号)2000 年、件名「酢」の第 4 条の(10)を廃止する。	
		第 35 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 204 号)2000 年、件名「酢」の第 5 条の(5)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「(5) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
15. 第 205 号 (2000 年)	件名「油脂」	第 36 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 205 号)2000 年、件名「油脂」の第 7 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 7 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	02.0 油脂及びエマルジョン製品 02.1 無水油脂 02.1.2 植物による油脂 02.1.3 動物による油脂
		第 37 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 205 号)2000 年、件名「油脂」の末尾添付リストを廃止する。	
16. 第 206 号 (2000 年)	件名「バターオイル」	第 38 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 206 号)2000 年、件名「バターオイル」の第 4 条の(4)を廃止する。	02.0 油脂及びエマルジョン製品 02.1 無水油脂 02.1.1 バターオイル、無水乳脂肪及びギー
17. 第 208 号 (2000 年)	件名「クリーム」	第 39 条 2000 年 9 月 19 日付の保健告示(第 208 号)2000 年、件名「クリーム」の第 5 条の(6)を廃止する。	01.3.2 飲料への添加用製品 01.4 クリーム(未調味)及びクリーム模倣製品 01.4.1 低温殺菌クリーム(未調味) 01.4.2 殺菌クリーム、UHT クリーム、ホイップینگクリーム、ホイップクリーム及び低脂肪クリーム(未調味) 01.4.3 クロテッドクリーム(未調味) 01.4.4 クリーム模倣製品 01.5 粉ミルク、粉クリーム(未調味)、粉ミルク模倣製品及び粉クリーム模倣製品
		第 40 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 208 号)2000 年、件名「クリーム」の第 6 条の(7)を廃止する。	
		第 41 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 208 号)2000 年、件名「クリーム」の第 7 条の(5)を廃止する。	

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
		第 42 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 208 号)2000 年、件名「クリーム」の第 8 条の(6)を廃止する。	01.5.1 粉ミルク及び粉クリーム(未調味) 01.5.2 粉ミルク模倣製品及び粉クリーム模倣製品
		第 43 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 208 号)2000 年、件名「クリーム」の第 9 条の(5)を廃止する。	
		第 44 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 208 号)2000 年、件名「クリーム」の第 10 条の(6)を廃止する。	
18. 第 211 号 (2000 年)	件名「蜂蜜」	第 45 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 211 号)2000 年、件名「蜂蜜」の第 4 条の(10)を廃止する。	11.0 甘味料及び蜂蜜 11.5 蜂蜜
		第 46 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 211 号)2000 年、件名「蜂蜜」の第 4 条の(11)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「(11) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
19. 第 213 号 (2000 年)	件名「密閉容器入りジャム、ゼリー及びマーマレード」	第 47 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 213 号)2000 年、件名「密閉容器入りジャム、ゼリー及びマーマレード」の第 4 条の(7)を廃止する。	04.0 果物、野菜、藻類、ナッツ及び種子 04.1 果物 04.1.2 加工果物 04.1.2.5 ジャム、ゼリー及びマーマレード
		第 48 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 213 号)2000 年、件名「密閉容器入りジャム、ゼリー及びマーマレード」の第 6 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 6 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。香味剤を使用する場合は、本告示末尾の添付リスト 3 に定める種類及び量に基づき使用できる。」	
		第 49 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 213 号)2000 年、件名「密閉容器入りジャム、ゼリー及びマーマレード」の末尾添付リスト 1 及び 2 を廃止する。	
20. 第 226 号 (2000 年)	件名「澄ましバター又はギー(Ghee)」	第 50 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 226 号)2001 年、件名「澄ましバター又はギー(Ghee)」の第 4 条の(2)を廃止する。	02.0 油脂及びエマルジョン製品 02.1 無水油脂 02.1.1 バターオイル、無水乳脂肪及びギー
		第 51 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 226 号)2001 年、件名「澄ましバター又はギー(Ghee)」の第 5 条の(3)を廃止する。	

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
		<p>第 52 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 226 号)2001 年、件名「澄ましバター又はギー(Ghee)」の第 6 条の(3)を廃止する。</p> <p>第 53 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 226 号)2001 年、件名「澄ましバター又はギー(Ghee)」の第 7 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 7 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」</p> <p>第 54 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 226 号)2001 年、件名「澄ましバター又はギー(Ghee)」の末尾添付リストを廃止する。</p>	
21. 第 227 号 (2000 年)	件名「バター」	<p>第 55 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 227 号)2001 年、件名「バター」の第 4 条の(6)を廃止する。</p> <p>第 56 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 227 号)2001 年、件名「バター」の第 5 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 5 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」</p> <p>第 57 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 227 号)2001 年、件名「バター」の末尾添付リストを廃止する。</p>	<p>02.0 油脂及びエマルジョン製品</p> <p>02.2 油中水型エマルジョン製品</p> <p>02.2.1 バター</p>

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
22. 第 280 号 (2004 年)	件名「ハーブティー」	第 58 条 2004 年 6 月 4 日付の保健省告示(第 280 号)2004 年、件名「ハーブティー」の第 4 条の(5)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「(5) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	14.0 飲料 14.1 非アルコール飲料 14.1.5 コーヒー、コーヒー代用飲料、茶、淹れて飲むタイプのハーブティー(Herbal infusion)及びココアを除く各種穀類による飲料
23. 第 - 号 (2010 年)	件名「大豆蛋白質の分解により得られる調味製品」	第 59 条 2010 年 5 月 6 日付の保健省告示、件名「大豆蛋白質の分解により得られる調味製品」の第 4 条の(8)を廃止する。	12.9 大豆による調味料 12.9.1 発酵大豆製品 12.9.2 大豆蛋白質の分解により得られる調味製品 12.9.2.1 発酵を経た大豆蛋白質の分解により得られる調味製品 12.9.2.2 発酵を経ない大豆蛋白質の分解により得られる調味製品 12.9.2.3 12.9.2.1 及び 12.9.2.2 に記す製品以外の、大豆蛋白質の分解により得られる他の種類の調味製品
24. 第 348 号 (2012 年)	件名「マーガリン、バターブレンド、マーガリン製品及びバターブレンド製品」	第 60 条 2012 年 12 月 18 日付の保健省告示(第 348 号)2012 年、件名「マーガリン、バターブレンド、マーガリン製品及びバターブレンド製品」の第 7 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 7 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	02.0 油脂及びエマルジョン製品 02.2 油中水型エマルジョン製品 02.2.2 塗布用のための、又は原材料として使用するための油中水型エマルジョン製品

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
		第 61 条 2012 年 12 月 18 日付の保健省告示(第 348 号)2012 年、件名「マーガリン、バターブレンド、マーガリン製品及びバターブレンド製品」の末尾添付リストを廃止する。	
25. 第 350 号 (2013 年)	件名「牛乳」	第 62 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 350 号)2013 年、件名「牛乳」の第 7 条の(6)及び(7)を廃止する。	01.0 ミルク製品及びミルク代用製品
		第 63 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 350 号)2013 年、件名「牛乳」の第 10 条の(5)及び(6)を廃止する。	01.1 ミルク及び液状ミルク製品 01.1.1 液状ミルク製品(未調味) 01.1.2 他の液状ミルク製品(未調味)
		第 64 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 350 号)2013 年、件名「牛乳」の第 11 条の(3)及び(4)を廃止する。	01.3 コンデンスミルク(未調味)及び飲料添加用製品 01.3.1 コンデンスミルク
		第 65 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 350 号)2013 年、件名「牛乳」の第 16 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 16 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	01.5 粉ミルク、粉クリーム(未調味)、粉ミルク模倣製品 01.5.1 粉ミルク及び粉クリーム(未調味)
		第 66 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 350 号)2013 年、件名「牛乳」の末尾添付リストを廃止する。	

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
26. 第 351 号 (2013 年)	件名「フレーバーミルク」	第 67 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 351 号)2013 年、件名「フレーバーミルク」の第 8 条の(6)及び(7)を廃止する。	01.0 ミルク製品及びミルク代用製品 01.1 ミルク及び液状ミルク製品 01.1.4 ミルクを主成分とする飲料(調味)
		第 68 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 351 号)2013 年、件名「フレーバーミルク」の第 9 条の(6)及び(7)を廃止する。	
		第 69 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 351 号)2013 年、件名「フレーバーミルク」の第 10 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 10 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	
27. 第 353 号 (2013 年)	件名「ヨーグルト」	第 70 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 353 号)2013 年、件名「ヨーグルト」の第 7 条の(6)を廃止する。	01.0 ミルク製品及びミルク代用製品 ◆ 未調味ヨーグルト 01.2 発酵ミルク又はレンネットを使用するミルク(未調味) 01.2.1 未調味タイプの発酵を経たミルク製品 01.2.1.1 発酵後に加熱殺菌工程を経ない発酵ミルク(未調味) 01.2.1.2 発酵後に加熱殺菌工程を経た発酵ミルク(未調味) 01.2.2 レンネットを使用するミルク(未調味)
		第 71 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 353 号)2013 年、件名「ヨーグルト」の第 13 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「第 13 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」	

従来の告示		保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に 基づき食品添加物の使用を参照する食品群
			<p>◆ 調味ヨーグルト</p> <p>01.1 ミルク及び液状ミルク製品</p> <p>01.1.4 ミルクを主成分とする飲料(調味)</p> <p>01.7 ミルクを主成分とするデザート</p>
28. 第 354 号 (2013 年)	件名「アイスクリーム」	第 72 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 354 号)2013 年、件名「アイスクリーム」の第 5 条の(4)の(4.2)及び(4.3)を廃止する。	01.7 ミルクを主成分とするデザート 02.4 脂肪を主成分とするデザート 03.0 冷たく甘いアイスクリーム
		第 73 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 354 号)2013 年、件名「アイスクリーム」の第 6 条の(4)及び(5)を廃止する。	
29. 第 356 号 (2013 年)	件名「密閉容器入り飲料」	<p>第 74 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 356 号)2013 年、件名「密閉容器入り飲料」の第 4 条の(10)を廃止する。</p> <p>第 75 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 356 号)2013 年、件名「密閉容器入り飲料」の第 5 条の(4)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。 「(4) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」</p>	<p>14.0 飲料</p> <p>14.1 非アルコール飲料</p> <p>● フルーツジュース及び野菜ジュース</p> <p>14.1.2 フルーツジュース及び野菜ジュース</p> <p>14.1.2.1 フルーツジュース</p> <p>14.1.2.2 野菜ジュース</p> <p>14.1.2.3 濃縮フルーツジュース</p> <p>14.1.2.4 濃縮野菜ジュース</p> <p>14.1.3 ネクタータイプのフルーツジュース及び野菜ジュース</p> <p>14.1.3.1 ネクタータイプのフルーツジュース</p> <p>14.1.3.2 ネクタータイプの野菜ジュース</p>

従来の告示	保健省告示(第 417 号)2020 年 に基づく改正増補の詳細	1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 418 号)2020 年、件名「食品添加物の使用基準、条件、方法、及び比率の規定(第 2 版)」の第 1 部のリスト 2 に基づき食品添加物の使用を参照する食品群
		14.1.3.3 濃縮ネクターフルーツジュース 14.1.3.4 濃縮ネクター野菜ジュース ● 風味付け飲料 14.1.4 風味付け飲料 14.1.4.1 風味付け炭酸飲料 14.1.4.2 風味付け非炭酸飲料 14.1.4.3 濃縮液体タイプ又は乾燥タイプの風味付け飲料